

岩手県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目21番15号	岩手高齢協 すすずらん	大船渡市末崎町字烏崎65番地10	陸前高田市米崎町字和野66番地4	平成26年9月29日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目21番15号	岩手高齢協 すすずらん	大船渡市末崎町字烏崎65番地10	陸前高田市米崎町字和野66番地4	平成26年9月29日

3 介護予防訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目21番15号	岩手高齢協 すすずらん	大船渡市末崎町字烏崎65番地10	陸前高田市米崎町字和野66番地4	平成26年9月29日

4 介護予防通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目21番15号	岩手高齢協 すすずらん	大船渡市末崎町字烏崎65番地10	陸前高田市米崎町字和野66番地4	平成26年9月29日